

## 参考資料

---

2019年11月26日  
金 融 庁

## 第3回ワーキング・グループでの議論を踏まえた検討

具体化の方向性（案）	
業務範囲	<p><b>仲介先・仲介内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>預金等の受入れ、資金の貸付、為替取引を内容とする契約の仲介（銀行等と利用者の仲介） <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 協同組織金融機関や貸金業者への媒介を含める</li> </ul> </li> <li>有価証券の売買等の仲介（金融商品取引業者と利用者の仲介）</li> <li>保険契約の仲介（保険会社と利用者の仲介） <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 十分なシステム体制等を備えている者は、電子決済等代行業を行うことができることとすることを検討</li> </ul> </li> </ul> <p><b>仲介行為</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「媒介」に限定し「代理」は認めない</li> </ul> <p><b>取引可能な商品・サービス</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>仲介にあたって高度な商品説明を要しないと考えられる商品・サービスに限定 （例：商品設計が複雑でないもの、日常生活に定着しているもの） <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 特定預金等契約や特定保険契約とされている商品などを参考に、商品の特性に応じて検討</li> </ul> </li> <li>商品の特性に応じ、取引金額や契約期間によっても限定</li> </ul>
参入規制	<p><b>財産的基礎</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保証金の供託等を求める <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 保険仲立人と同程度の水準の供託を求めた場合、事業者にとって過度な参入障壁ともなりうるか</li> </ul> </li> <li>事業規模に応じて保証金の額を変動</li> </ul> <p><b>既存の仲介業との兼業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>銀行・証券・保険それぞれの分野において、事業者の立場が混在しない形での兼業が可能</li> </ul> <p><b>その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社会的信用、業務遂行能力 等</li> </ul>

## 新たな仲介業者が取扱可能な商品・サービスのイメージ

		取扱可能（例）	取扱禁止（例）
銀行	預金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 普通預金</li> <li>・ 定期・積立預金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仕組預金</li> <li>・ 外貨預金</li> <li>・ 通貨オプション組入型預金</li> </ul>
	貸付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅ローン</li> <li>・ カードローン</li> </ul>	—
	送金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 振込</li> </ul>	—
証券		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国債・地方債</li> <li>・ 上場株式・上場企業社債券</li> <li>・ 投資信託・ETF</li> </ul> <p>➢投資信託・ETFの中で商品を限定する必要があるか</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非上場株式・非上場企業社債券</li> <li>・ デリバティブ取引</li> <li>・ 信用取引</li> </ul>
保険	生命保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 終身・定期保険</li> <li>・ 個人年金保険</li> <li>・ 医療保障保険</li> <li>・ 介護保険</li> </ul> <p>➢商品の特性に応じ、保険金額や保険期間によっても限定することを検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 変額保険・年金</li> <li>・ 解約返戻金変動型保険・年金</li> <li>・ 外貨建て保険・年金</li> </ul>
	損害保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 傷害保険</li> <li>・ 旅行保険</li> <li>・ ゴルフ保険</li> <li>・ ペット保険</li> </ul> <p>➢商品の特性に応じ、保険金額や保険期間によっても限定することを検討</p>	

# 金融機関による仲介業者の兼業・子会社化

## 仲介業者を兼業することの可否

	銀行代理業者	金融商品 仲介業者	保険代理店 <sup>1</sup> / 保険仲立人
銀行	○	× 登録金融機関として 国債、上場株式 <sup>2</sup> 、投資信託 等の売買の媒介等が可能	○
証券会社 (第一種金業者)	○	— 第一種金業者として 国債、上場株式、投資信託 等の売買の媒介等が可能	○
保険会社	○	× 登録金融機関として 国債、上場株式、投資信託 等の売買の媒介等が可能	○ (保険代理店) × (保険仲立人)



	(案) 新たな仲介業者		
	銀行分野の仲介	証券分野の仲介	保険分野の仲介
銀行	○	× 引き続き、登録金融機関 としての媒介等が可能	○
証券会社 (第一種金業者)	○	— 引き続き、第一種金業者 としての媒介等が可能	○
保険会社	○	× 引き続き、登録金融機関 としての媒介等が可能	× ※ 所属制を採用しないこと を踏まえ、保険仲立 人にならって整理

## 仲介業者を子会社とすることの可否

	銀行代理業者	金融商品 仲介業者	保険代理店 <sup>1</sup> / 保険仲立人
銀行	○	○	○
証券会社 (第一種金業者)	○	○	○
保険会社	○	○	○



	(案) 新たな仲介業者		
	銀行分野の仲介	証券分野の仲介	保険分野の仲介
銀行	○	○	○
証券会社 (第一種金業者)	○	○	○
保険会社	○	○	○

(1) 保険業法上の保険募集人をいう。

(2) 証券会社からの委託を受けて行う場合

(注) 各業法における業務範囲規制は引き続き適用。

## 行為規制（総論）

	銀行分野における仲介	証券分野における仲介	保険分野における仲介
共通の 規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 名義貸しの禁止・標識の掲示</li> <li>• 顧客に対する説明等・情報提供・書面の交付</li> <li>• 誠実義務</li> <li>• 業務運営に関する措置</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p> <p>【論点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 顧客資産の預託の受入れを禁止することをどう考えるか ⇒ 【討議資料 2 (2)】</li> <li>• 顧客情報の適正な取扱いのためどのような措置が必要か ⇒ 【討議資料 2 (3)】</li> <li>• 仲介業者の中立性の観点から、               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 報酬・利益をどこから受け取るのかについて、制限を設ける必要性はあるか</li> <li>② 報酬・利益をどこから受け取るのかにより仲介業者の行動にどのようなインセンティブが働いているのかについて、その透明性を確保するため、どのような方策が考えられるか ⇒ 【討議資料 2 (4)】</li> </ul> </li> <li>• 仲介業者の顧客に対する説明義務のあり方についてどう考えるか ⇒ 【討議資料 2 (5)】</li> <li>• 仲介業者が金融機関に過大な影響力を及ぼす懸念及び対応の必要性をどう考えるか ⇒ 【討議資料 3】</li> </ul>		
	+	+	+
「機能」 に応じた 規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 情実融資の媒介の禁止</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• インサイダー情報を利用した勧誘の禁止</li> <li>• 損失補填の禁止</li> <li>• 顧客の注文の動向等の情報を利用した自己売買の禁止</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 自己契約の禁止</li> <li>• 告知の妨害の禁止</li> <li>• 不適切な乗換募集の禁止</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>

# 仲介業者における顧客情報の適正な取扱い

## 適切な業務運営の確保

顧客に関する情報の適正な取扱い等、適切な業務の運営を確保するための措置を講じることが義務付け。

## 顧客の非公開情報の利用の制限

### 仲介行為を行う分野間（例）

保険募集人又は保険仲立人が銀行代理業者である場合、銀行代理業において取り扱う顧客に関する非公開金融情報※を、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく保険募集に係る業務に利用してはならない。

※ 職務上知り得た顧客の預金、為替取引又は資金の借入れに関する情報その他の顧客の金融取引又は資産に関する公表されていない情報

### 兼業業務との間（例）

銀行代理業者は、銀行代理業において取り扱う顧客に関する非公開金融情報が、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく兼業業務に利用されないことを確保するための措置を講じなければならない。

### 親子法人との間（例）

金融商品仲介業者は、職務上知り得た顧客の有価証券の売買等に係る注文の動向その他の特別の情報を、その親子法人等に提供等をしてはならない。

## 仲介業者の中立性（経済的なインセンティブ）

### 保険仲立人

#### 保険業法 第二百九十七条

保険仲立人は、顧客から求められたときは、保険契約の締結の媒介に関して当該保険仲立人が受ける手数料、報酬その他の対価の額その他内閣府令で定める事項を、明らかにしなければならない。

#### 保険業法施行規則 第二百三十一条

法第二百九十七条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 当該保険仲立人と保険契約の締結の媒介に関して取引関係にある主な保険者の商号、名称又は氏名及び当該保険仲立人が受領した手数料、報酬その他の対価を合計した金額の総額に占める当該保険者から受領した手数料、報酬その他の対価を合計した金額の割合
- 二 （略）

### 銀行代理業、金融商品仲介業

#### 銀行法 第五十二条の四十四

銀行代理業者は、銀行代理行為を行うときは、あらかじめ、顧客に対し、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

- 一・二 （略）
  - 三 その他内閣府令で定める事項
- 2・3 （略）

#### 銀行法施行規則 第三十四条の四十三

法第五十二条の四十四第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 （略）
  - 二 所属銀行が二以上ある場合において、顧客が締結しようとする銀行代理行為に係る契約につき顧客が支払うべき手数料と、当該契約と同種の契約につき他の所属銀行に支払うべき手数料が異なるときは、その旨
  - 三・四 （略）
- 2 （略）

※ 金融商品仲介業についても、同趣旨の規定が存在（金融商品取引法、金融商品取引業等に関する内閣府令）